

「茨城県食品衛生法施行条例」の一部改正の概要

1 改正の経緯

食品衛生法第29条第1項の規定に基づき、都道府県が設置する食品衛生検査施設の設備（機械及び器具を含む。）及び職員については、食品衛生法施行令第8条第1項及び同法施行規則第36条により、定められていましたが、食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準が、都道府県等の条例に委任されることとなったため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

第1条に、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める趣旨を追加するとともに、第4条を新たに設け、下記のとおり食品衛生検査施設の設備の基準及び職員の配置の基準を規定します。

また、食品衛生法施行令第8条第2項の規定により、食品衛生検査施設の設備に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、職員の配置に関する基準は、厚生労働省令で定める基準を参酌することとなっています。

記

(1) 設備基準

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けることとします。

イ 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な純水装置、定温乾燥器、デープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他必要な機械及び器具を備えることとします。

(2) 職員の配置の基準

検査又は試験のために必要な職員を置くこととします。

3 施行予定日

平成25年4月1日

<参考>

食品衛生法施行令

第八条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

食品衛生法施行規則

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デュープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

- 2 令八条二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。